

令和6年度第4回子ども・子育て会議 会議録

日時

令和6年7月30日（火）午前10時から正午まで

場所

流山市役所第1庁舎4階第3・第4委員会室

出席委員

村上 涼会長、田中 由実副会長、設楽 小百合委員、箱田 久美子委員、藤本喜代美委員、若松 文委員、矢部 ひとみ委員、藪本 敦弘委員、蛭原 正貴委員、小澤 孝江委員、森下 温子委員

欠席委員

上橋 泉委員、堰塚 裕一委員、長谷部 敬子委員

傍聴者

5名

事務局

竹中子ども家庭部長、遠藤子ども家庭部次長兼保育課長、栗原子ども家庭課虐待・DV防止対策室長、宮澤健康福祉部次長兼障害者支援課長、平尾児童発達支援センター所長、渡邊健康増進課長、郡司指導課長、小谷子ども家庭課子ども政策室長、岩田教育総務課学童クラブ運営係長、渡辺健康増進課親子保健係長、北根子ども家庭課主任主事、賀上子ども家庭課事務員、梅田子ども家庭課会計年度任用職員

議題

- (1) 第2期子どもをみんなで育む計画の進行管理（アウトプット評価）について
- (2) (仮称) 流山市こども計画に係るヒアリング調査（第2期）の結果報告について
- (3) 「流山市こどもの生活状況に関する実態調査」及び「流山市こども・若者意識調査」の分析結果の報告について

(4) その他

配付資料

資料1：第2期子どもをみんなで育む計画の進行管理（アウトプット評価）について

資料2-1：ヒアリング調査結果（第2期）【こども・若者向け】

資料2-2：ヒアリング調査結果（第2期）【保護者向け】

資料2-3：ヒアリング調査結果（第2期）【支援者向け】

資料3-1：「流山市こどもの生活状況に関する実態調査」に係る分析結果

資料3-2：「流山市こども・若者意識調査」に係る分析結果

議事録《概要》

《村上会長》

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第4回流山市子ども・子育て会議を開会します。

初めに、本日の出席をご報告します。ただいまのところ、出席委員9名、欠席委員5名であります。よって、定足数に達しておりますので会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、議事に入ります。初めに、議題の（1）第2期子どもをみんなで育む計画の進行管理（アウトプット評価）についてです。事務局から資料1について説明をお願いします。

《事務局》

資料1：第2期子どもをみんなで育む計画の進行管理（アウトプット評価）について 説明

《村上会長》

以上、事務局からの説明が終わりました。

まずは、第2期子どもをみんなで育む計画の進行管理（アウトプット評価）について、事前にご意見ご質問をいただいている委員への回答を関係部局から順番に回答をお願いします。追加でご意見ご質問がある委員は発言をお願いします。

それではまず、児童発達支援センターからお願いします。

《平尾所長》

児童発達支援センター所長の平尾です。よろしくお願いします。

質問No. 1のページ番号12ページの事業番号4番の各種相談の事業です。

ご質問いただいた内容ですが、初回面接の設定まで1ヶ月近くかかる理由についてご質問をいただきました。

これまでのこども発達相談では、保護者の来所の負担軽減を重視しておりまして、相談員によるインテーク面接や心理士等専門職による検査を可能な限り1日で終わらせることを優先してスケジュールを組んでいました。

乳幼児に対して心理検査等を行う場合、こどもの活動時間や体力などを考慮しまして、1回の検査で可能な限り、ふだんと同じような良いパフォーマンスが出せるよう配慮する必要があるため、午前中に面接や検査が集中してしまい、専門職や面談室を最大限に活用することが難しい状況でした。

しかし、令和5年12月から、不安を抱える保護者と1日でも早く繋がり、安心や見通しを持っていただくことを重視しまして、相談体制を変更しました。

具体的には、保護者の面接はこどもの検査が難しい午後を実施し、後日、こどもへの必要な検査等を午前中の枠を使って実施するという方法です。これにより、午後の相談枠を活用し、かつ相談員と各専門職が柔軟に動くことが可能となりました。今回の報告は令和5年度の平均値ということでお出ししているのですが、26日という数字になっているのですけれど、令和6年7月の時点では相談のニーズが増えていますが、相談申込みから初回面接までの間お待ちいただく時間は、2週間程度で推移しております。

この手法は、今年度は継続させていただいて、また、新たな課題や改善点があれば、見直していこうと考えております。

《村上会長》

では、次に保育課お願いします。

《遠藤次長》

保育課長の遠藤です。よろしくお願いします。

質問No. 2のページ番号14ページの事業番号9番の送迎保育ステーションの事業です。

ご質問は、昨年より1台減の理由ということで、新園が開設して送迎する必要がある家庭が減ったからということかということなのですが、そのとおりでして、送迎バスの台数減の理由は、平成30年度から令和4年度までの5年間で、新たに保

育所等を57施設整備しております。これにより、多くの方が自宅から近い保育所等に通えるようになったため、本事業の利用児童数が減少したということから、調整して1台の減便を行いました。

《村上会長》

では、次にまいりたいと思います。健康増進課お願いします。

《渡邊課長》

健康増進課長の渡邊です。よろしく申し上げます。

質問No. 3のページ番号22ページの事業番号39番の健診後のフォロー体制づくり事業ということでご質問をいただいております。

市民の日常の子育てに関する疑問や相談というのは、普段の保健活動でもそうですけども、その他の健診を行ったときも、フォローアップ相談や育児相談の時間の中で保健師が保健相談を行っております。

これは、どんな相談でも、まずは一旦受け止め、その相談の中で特に発達に関して専門的な心理相談が必要な方につきましては、心理判定員が行うおやこ相談で発達の検査、発達状況を確認しまして、個々の相談に即したアドバイスをしております。

相談内容の主なものは、言葉が遅い、発音や吃音のご心配や例えば保育所などで自分のこどもだけが落ちつきがなく集団の行動のところで心配な点があるというものがあります。そういったものについては、心理判定員による専門的な知識を要する内容の相談ということで、おやこ相談の方で、経過を見続けたり、アドバイスをしたりということを行っています。

《村上会長》

次は文化芸術・生涯学習課ですが、子ども家庭課からご回答いただけるということをお願いします。

《小谷室長》

文化芸術・生涯学習課は、本日不在となっておりますので、子ども家庭課の方からご説明、ご回答させていただきます。

質問No. 4のページ番号26ページ及び38ページの事業で、思春期相談、青少年相談についてご質問をいただいております。

青少年相談による窓口について、実際に来る方は、ご本人1人で来るのが多いの

か、または保護者なのか、それとも親子で来館する方が多いのかというご質問です。

青少年相談員による電話・窓口相談がありまして、その他に年6回程度、相談時間を延長した特別相談日というものを設けています。令和5年度の相談件数は61件となっております、その内訳は、電話相談が54件、来所の相談が7件でした。相談者は、本人が24件、保護者が37件で、電話による保護者からの相談が多くなっていると聞いております。

また、来所の相談者についての内訳としましても、保護者が4件、本人が1件、親子で相談に来たのが2件です。こちらの相談は、電話相談がメインとなっているそうなので、もともと来所が少ない相談になっているということで担当課から回答をいただいております。

《村上会長》

では、次に保育課お願いします。

《遠藤次長》

保育課長の遠藤です。

質問No. 5と6がページ番号30ページの事業番号53番の保育士研修についてですので、あわせてお答えさせていただきます。

先にNo. 6について、研修を具体的に何回程度行っていたのかというご質問です。市の保育課で実施している私立保育所等を対象とした研修は、アレルギー対応や感染症対策に関する研修を年間2回実施しておりました。今年度については、この2回とは別に、新たに配置した心理士により、私立保育所の加配保育士を対象とした小規模のワークショップを年間3回の予定で試行的に実施する予定としております。今後は、特に配慮が必要なお子様に関する研修について、児童発達支援センターや、教育委員会が行う研修と内容が一部重複するところがありますので、一本化を検討したいと思っております。

質問No. 5に戻りまして、活動指標を設けていくべきというご意見をいただいております。指標については、保育所を対象とした研修の大部分が、千葉県保育協議会という団体がありまして、市や私立保育所が多く加入しているところですが、研修をかなり充実した状況で保育実践について行っております。こちらに、基本的には公立保育所の保育士も私立保育所の保育士も大分参加をしています。計画上は、指標未設定としておりましたが、今後、検討課題としていきたいと考えております。

《村上会長》

では、資料裏面にまいりまして、次が家庭教育講座のところ、公民館ですが、子ども家庭課からご回答いただけるということをお願いいたします。

《小谷室長》

公民館の代わりに子ども家庭課事務局にて回答させていただきます。

質問No. 7のページ番号35ページをご覧ください。事業番号68番の家庭教育講座の事業です。

ご質問としましては、家庭教育講座については、なかなか介入の難しい家庭内での意識変化に大きく影響のあるものだと考えますので、事業の継続をお願いしたいと思うのですが、PTA活動として行うことが難しくなっていることから、北部地域として開催するなど、行政での継続は難しいでしょうかというご質問でした。

令和5年度までの家庭教育講座は、保護者に対する学習機会及び提供として、学校とPTAと公民館の共同で実施していたものですが、近年のPTA組織率の低下の背景やPTA役員の負担が大きいとの声もあり、令和6年度には全小中学校の児童生徒とその保護者を対象に家庭教育講座を文化会館にて開催をいたしました。令和6年6月15日に防災をテーマとして開催しています。当日は市内14校から約50家庭の方が参加したと聞いております。令和6年度は、もう一度、実施を予定しているそうです。

令和7年度以降につきましては今年度の状況を検証しまして、参加者の反応やご意見等を踏まえて改めて考えていきますという回答をいただいております。

《村上会長》

次が、質問No. 8です。こちらも子ども家庭課から回答をお願いします。

《小谷室長》

質問No. 8の資料ページ番号37ページの事業番号73番の児童館・児童センターの活用について、ご質問をいただいております。

ご質問内容としましては、十太夫児童センターでは、ランドセル来館を実施しているとのことで、定員は少ないですが共働き家庭の学童とは別の放課後の居場所の選択肢となり、良い取組だと感じております。このような取組について事業評価に盛り込んではいかがですかというご質問ご意見をいただいております。

回答としましては、十太夫児童センターにおけるランドセル来館については、当該児童センターが学校内にあることを前提として実施しているものですが、学童ク

ラブの入所が容易になった令和5年度時点では、年間利用者数は減少傾向にあります。児童生徒の下校時の安全性の観点から、現在、十太夫児童センターのみ限定で実施してきましたが、放課後の多様な居場所づくりを進めていく中で、利用ニーズを踏まえ、他の児童館、児童センターでも実施可能か検討していきたいと考えております。

《村上会長》

では、次は質問No. 9でページ番号37ページのスポーツ振興課ですが、子ども家庭課の方でご回答ということですのでよろしくお願いいたします。

《小谷室長》

資料ページ番号37ページ、事業番号74の学校体育施設の利用についてです。

ご質問としましては、学校体育施設の利用について、こちらは地域活動のための学校施設の開放ということでしょうか。放課後のこどもの居場所としても開放があればと考えますが、そちらは今後検討の余地はありますでしょうかというご質問です。

まず、そもそも学校体育施設開放事業については、流山市学校施設利用規則に基づき、学校教育や部活動に支障のない範囲で、社会教育その他公共のために5名以上の者で構成する市内の非営利団体に利用者と利用時の責任者を明らかにした上で、責任者の責任のもとで活動してもらうものとなっております。本事業では、学校開放、体育館の学校利用については、個人の利用は想定していないと聞いております。

放課後のこどもの居場所について一定の検討の余地はあるかと考えますけれども、ニーズ調査の結果等を踏まえまして、現在策定中の流山市子ども計画の中にどのように子ども・子育て施策に盛り込んでいくのかなど、それぞれの担当部署において検討を進めていきたいと考えております。

《村上会長》

では、最後になりますが、質問No. 10です。資料が16ページと50ページにまたがってしまっていて、教育総務課からお願いします。

《岩田係長》

教育総務課学童クラブ運営係の岩田と申します。よろしくお願いいたします。

学童クラブの施設整備、環境整備に対する、ご意見ご質問ありがとうございます。

学童クラブですけれども、利用者が増えている現状がありまして、ご指摘のとお

り、一部の施設では、定員を超えて受け入れている現状があります。今後も利用児童の増加が予想される学童クラブについては、来年度以降、施設整備を行っていく予定です。

ただし、実際に全ての施設で整備を行うわけではなく、例えば、定員を少し超える程度の学童クラブについては、学校と協力しまして、放課後の空き教室、例えば、会議室や特別教室などの色々な場所を利用しながら、今現在も行っているところなのですけれども、十分な育成支援のスペースを確保していきたいと思っております。

定員を超えているという状況は今もあるのですけれども、実際に児童1人当たりに必要な面積がありまして、その面積を確保するために今現在も学校などを利用して、環境を用意したいと整備をしているところでございます。

《村上会長》

ご回答いただきありがとうございます。

まず、今の回答に対して追加でご質問等ある委員は挙手をお願いします。いかがでしょうか。副会長をお願いします。

《田中副会長》

児童館のランドセル来館が十太夫児童センターでだけ始まっているということですが、是非、他の児童館でも実施していただきたいと思えます。

流山の小学校は空き教室がほとんどないので、放課後のいわゆる学童以外の学校でチャイムの時間まで預かる松戸市でやっているようなものはありませんので、児童館がそれを少しでもできるようであれば助かるご家庭もあるのではと思えますので進めていただきたいと思えます。

《藪本委員》

質問No. 1の発達相談の申込みから平均日数のところですが、2週間程度というご回答いただいているのですが、肌感覚として少し違和感があります。

現場としての所感では、先日、私達からの紹介で行かせていただいた方が予約を取って、実際、市に検査相談ができるまで月単位の時間がかかっているということでした。もしかすると保護者様側の要件や環境にもよることがあると思うのですが、短くするために、逆に保育現場側から保護者様側にこういうことをご準備いただいた方がいいですとか、何かアドバイスをいただきたいと思お伺いします。

《平尾所長》

ご質問いただきありがとうございます。

確かにお申込みいただく時期によっては、色々な事業をやらせていただいていますので、すぐに心理士を希望のところに配置できないことはあると思います。もし保育所側に何かやっていただけることがあるとすると、基本的に電話もしくは書類でお申込みいただいて日程を組んで、相談員との面接は、保護者の方は、当然保育所に通われているので、お仕事等でなかなか予定をつけることが難しいことがあるかもしれないのですが、相談員との面接自体は、以前よりは早くやらせていただいています。

その際に、相談員ですので心理検査とか言語検査は難しいのですが、実際には療育に関わっているような者が携わっていますので、保護者の方の理解が得られれば、保育所の集団生活の中での様子を保護者の方に共有していただいて、相談員に今こういう状況で困っています、不安がありますということを具体的に伝えていただくと、次の検査までに保護者の方に相談員が助言できることがあると思います。それによって、見通しを持てたり、不安が軽減できたりということがありますので、面接時間、発達相談の時間軽減とは、違うものになってしまうかもしれないのですが、保護者の方に寄り添うというところでは、そのような支援をしていただくと大変助かります。

《藪本委員》

それはつまり、その申込みをされてから実際の検査までのリードタイムとしては2週間程度であるものの、その現場の状況を把握する検査の前段階の方が、時間がかかるケースがあるということですか。

《平尾所長》

検査の前段階に更に時間を要するのではなく、申込みいただいてから相談員がインタビュー面接をするまでは、平均値を取ると2週間程度で出来ています。そのあとに、保護者の方と面談をした上でこの子にとってどんな検査をすればいいのか、どんな種類の検査をすればいいのかを見極めた上で、次に1週間、2週間、場合によっては1ヶ月後に検査をさせていただくような仕組みになっています。

《藪本委員》

分かりました。理解しました。

検査まででなく、面談までが2週間程度に短くはなっているけれど、面接をした

後の検査までの時間は、状況とかにもよるので、人それぞれということで、2週間の待機期間を短くしようとするのであれば、保育所側とか現場側での情報共有とか、保護者との間での対話にご協力ができれば短くできる可能性があるという理解でよろしいですか。

《平尾所長》

検査時間が短くなるかという難しい部分があるのですが、保護者の不安な気持ちの解消や寄り添いに必要な助言が面接の時点でできるようになります。実際には検査をしていないので、本人の本当の能力、持てる力は、その時点では分からないのですが、数多くの現場を見て経験している相談員から保護者の方に助言ができるという形になります。

《藪本委員》

保育所等訪問支援がありますが、そこを絡めることができるということですか。

《平尾所長》

保育所等訪問支援をするには、発達検査結果をもとに受給者証を作成していただいて、実施している事業所と契約しなければいけないので難しいと思います。

ただし、場合によっては、巡回相談しているのも同じ心理士ですので、なるべく検査をスムーズにできるようにスケジュールを組むというところになります。

《藪本委員》

失礼致しました。保育所等訪問支援ではなく、巡回相談についてでした。巡回相談から初回の面談までをうまくシームレスにつなげられるといいかなと感じていたので、今すぐは難しいかもしれないですが、その質を上げていくという意味で是非ご検討いただきたいと思います。

《村上会長》

他にございますか。小澤委員お願いします。

《小澤委員》

資料1のページ番号28ページ、事業番号49番のこどもの権利条約・児童憲章の周知・啓発とあるところで、流山市の母子健康手帳に児童憲章が前から出ているのは知っていました。私がこどもを育てているときに母子健康手帳の児童憲章を読

んで、子育てに色々な思いをはせたことがありました。

昨年度、こども基本法が施行されたのですが、母子健康手帳は、まだ、児童憲章のままでいくのかなと思ひまして、児童憲章は本当にすてきな文言で書かれていると思うのですが、こどもが権利の主体であるとか、意見表明権に対しての書き込みがないような気がするのです、早急にということはないのですが、児童憲章からこども基本法を掲載するものに、母子健康手帳を変えていった方がいいのではないかと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。これについてご回答をお願いします。

《渡邊課長》

母子健康手帳は、母子保健法で決められた内容のものということなので、市でオリジナルのものを作成するというのは難しいです。今現状、検討しますと前向きな返事ができないのが心苦しいのですが、母子健康手帳を作成している業者も限られており、ほぼ県内統一の内容となっております。

今、国のこどもの関係の周知すべきものは、無料のチラシやパンフレットのようなものが出ているので、そういうものを母子健康手帳交付のときに一緒にセットの中にお入れして、市民の方に周知はしていますので、今後、例えば、国の方でそういった冊子やチラシのようなものとかが変更になっていけば、それに合わせて中に入れていくということは、これからも行いたいと考えています。

《村上会長》

小澤委員。よろしいでしょうか。

《小澤委員》

国の方も動き出すといいなと個人的に思っております。母子健康手帳は、とても大事なものだと思うので、早く変わったらいいなと思います。

《村上会長》

母子健康手帳じゃなくて、手帳に添えて渡すなど別の形でも入れることができればよいということでしょうか。

《小澤委員》

母子健康手帳はずっと持っているのですが、手帳に添えて渡されたものは、すぐになくなってしまいで、母子健康手帳の中に入れていたらいいととても思っています。

《田中副会長》

母子健康手帳は、県が管轄しているのでしょうか。世田谷区など東京都では、たしか権利条約や独自の権利条例を入れているところもありますが、今の話を聞く限りでは、千葉県は、少々難しいということでしょうか。

《渡邊課長》

千葉県が管轄しているわけではなく、県内の自治体の発注先がほぼ特定の業者になってしまっております。毎年、どこの市町村も相見積りで安い業者へ発注するようになっておまして、県内で同じ業者に発注する数が増えれば増えるほど、発行する単価が下がるという状況です。

例えば、そこに何か埋め込むとなると特殊な作業になってしまうので1冊当たりの発行費用も結構上がってしまいます。基本的にはこれまで流山市についても他の市町村と内容を統一したものでやってきた中で、追加でパンフレットなど別のものを中にセットしている状況が現状あるということです。

《村上会長》

副会長よろしいですか。ありがとうございます。

その他、この資料1にあります他の事業の事業評価に関する意見やご質問ある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

箱田委員をお願いします。

《箱田委員》

資料1のページ番号52ページ、事業番号113番の虐待予防と早期発見というところで、新規児童虐待受付件数のところですが、令和3年度から4年度は急増していますが、令和5年度には若干減っている数値になっています。

今後の課題のところを見ると要支援家庭が増加傾向にあると記載があるのですが、この相談受付件数の数値はどのように評価されているのかをお聞きしたいです。

《村上会長》

ありがとうございます。これについてお願いします。

《栗原室長》

虐待・DV防止対策室長の栗原です。

ご指摘のとおりこちらは令和3年度から掲載しております。ここ数年、虐待の受付件数は、増加傾向にあり、令和4年度から5年度にかけては、高止まりの状況になっております。

通告の経路を見てみますと、増加しているのが保育所や学童クラブなど、こどもの身近に関わる機関からの相談件数が非常に増加しております。

相談件数の増加については、こどもに関わる関係者の意識の向上や、虐待に関するアンテナが、関係機関で高まってきていると分析できると思います。

それから、虐待・DV防止対策室の職員に関しても、まだ、人手が足りない状況ではあるのですが、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職の配置が、徐々に進んでおりまして、相談を受けた際にこれを虐待として受け付けて、進行管理をしていくという意識であるとか、安全確認をしていくという意識も、虐待・DV防止対策室の中で高まっているというところで、相談受付件数は増加していると思っております。

《箱田委員》

受付件数が、令和5年度に若干減っているというところはどうでしょうか。

《栗原室長》

令和4年度、令和5年度に関して高止まりの状況と思います。

令和元年度あたりからの増加率は、とても高くなっておりまして、令和4年度、令和5年度でようやく少し落ちついてきました。この水準がずっと続くかと考えております。

《箱田委員》

相談件数は増えればいいわけではないので、もちろん減った方がいいのですが、難しいところかなと思うのですけれども、虐待予防と早期発見相談だけの話ではないだろうと思います。感覚として、支援を要する家庭が増加傾向にあるということは、私の相談機関でも感じていることなので、幅広く見ていく必要があるのかなと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。

その他にございますか。若松委員お願いします。

《若松委員》

質問が2点ございます。

まず、資料1のページ番号53ページ、事業番号115番の児童虐待防止のための連携強化の部分の評価についてですけれども、要保護児童対策協議会の全体会に参加していますが、連携強化というのは要保護児童対策協議会の開催によって連携が図られていると評価をしているのでしょうか。評価がAとBで分かれています、各課の評価等で新たな課題が生まれているのであれば、その課題は何だったのかを全体的に分かるような事業の総体評価があればいいと思いました。

それぞれの課がこう思いましたということは書いてあるのですが、その協議会全体の連携としては、こういうところの問題があったという評価があれば、それを教えていただけたらと思います。

次に、虐待案件に関して、保育所、幼稚園や学校でのこども達に対して虐待と疑われる働きかけに関して、教育・保育の現場での実態把握については、どのように対応されていますか。

《村上会長》

ありがとうございます。これは子ども家庭課からお願いします。

《小谷室長》

若松委員のご質問ですけれども、1点目が、事業番号115の事業に担当課が6課書いてあり、その評価がそれぞれの課のもののみで、まとまった評価がないというご指摘かと思います。

確かに、この評価のつくり込みの中で、各課から評価を出していただけており、最終的にこの事業として、AなのかBなのかという評価のつけ方をしておらず、各課での評価、各課での課題、各課での改善策という形で、評価をつけておりますので、現時点では取りまとめたものがないのですけれども、今後、新たにこども計画を策定していく中では、そのような全体的な評価も考えていきたいと思います。

2点目が、保育所などや教育現場で起きている虐待と思われる事案の内容についてということです。

事業番号115番に関しては、家庭での虐待というところでの事業の内容になっ

ておりまして、本計画の中で明確に保育の質、例えば、保育所でしたら保育の質ということで、保育所の指導監査における、質の向上のための監査の指摘、例えば、不適切保育の対応というところが、今、事業的に網羅されていない状態になっています。

本来であれば、保育所等の部分で、資料1のページ番号14ページ事業番号8番の例えば、保育所のところに指導監査における不適切保育の部分も考えていかなければならないと思うのですが、現状はそこが網羅されていない内容になっておりますので、次期計画や次年度評価等を考えていく中で、不適切保育の対応状況を記載していきたいと考えております。

《藤本委員》

資料1のページ番号30ページ、事業番号55番の幼児教育に関する研究・研修のところで、質問があります。

令和5年度の実績におきまして、これは保育所の年長クラスのみでの参加でした。その参加数が302名ということですが、私はどうしてもそこに参加したく、参加しました。

今年度の課題として、また、令和5年度もありましたけれども、今回も年長クラスの先生だけということで、実を言うと園の他の職員も小学校の校長先生も入られておりません。

今後の課題として、例えば、幼稚園や保育所の園長や、小学校の校長先生も含めた大きな形をとって、保幼小の連携について進めていく必要があると思います。年長クラスの担任の先生は変わってしまいますし、年長クラスの先生だけでは大きなこの問題は、まだ遅れていると思います。流山市では保幼小ですが、他の地域では保幼小中までいっている地域もあるので、スピーディーに動いていただきたいと思うのですが、課題に入っていないので、そのお考えをお聞きしたいと思ひましてご質問させていただきます。

《郡司課長》

保幼小関連研究会につきましては課題が多くあるということは、執行部としても認識しております。現在、そういったことも含めてこれからの幼児教育について、どのように推進していくかを検討しております。ご意見としていただいたことは持ち帰りまして今後の検討課題に入れていきたいと思ひます。ありがとうございます。

《藪本委員》

今の事業番号55番のところですが、細かい話ですけれど、保幼小という表現ではこども園が入っていないので、「こ」を入れた方が良くないですか。幼保こ小と言ったりする場合がありますので、とても細かい話ですけれどこども園が入っていないので「幼保こ小」や「保幼小」など「こ」入れた方がいいのかなというのが1つです。

もう1点が、これは中に書いていらっしゃると思うのですが、国の方で進めているような、虐待の防止の観点にもとても影響のある話だと思うのですが、事業番号11番の保育所の多機能化における（仮称）こども誰でも通園制度の検討については、外出ししてやるのではなく、事業番号11番の保育所の多機能化の中で網羅していくという考え方でよろしいでしょうか。

《郡司課長》

保幼小であったり、幼保小であったり、いろいろ呼び方がありまして、実は、執行部としましても呼び方について検討しているところです。ご意見を持ち帰りしたいと思います。ありがとうございます。

《遠藤次長》

保育課遠藤です。

（仮称）こども誰でも通園制度についてですけれど、こちらについては保育所に限らず、今後、検討が必要になってまいりますので、事業番号11番の事業の中でということではなく、別のところで検討することになるかと思います。

《村上会長》

各委員からのご質問ご意見ありがとうございました。

今、いただいたご意見につきましては、事業評価に反映させるか否かを含め、私と事務局にご一任いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

それでは、ご了承いただきましたので、修正につきましては私と事務局にご一任させていただき、相談して結論を得た後に委員の皆様にご報告させていただきます。

それでは、議題（1）については以上とします。

次に、議題の（2）「（仮称）流山市こども計画に係るヒアリング調査、（第2期）の結果報告について」です。

それでは、事務局から資料2-1、資料2-2、資料2-3について説明をお願いします。

《小谷室長》

説明に入る前に第2期のヒアリング調査に関して委員の皆様にご協力いただきましてありがとうございました。皆様のおかげでスムーズにたくさんの方に色々なお声を聴くことができましたので、本当に大変感謝しております。

具体的な内容は担当の方から説明させていただきます。

《事務局》

資料2-1：ヒアリング調査結果（第2期）【こども・若者向け】

資料2-2：ヒアリング調査結果（第2期）【保護者向け】

資料2-3：ヒアリング調査結果（第2期）【支援者向け】

説明

《村上会長》

以上で事務局からの説明が終わりました。

ヒアリング調査結果（第2期）について報告がありました。このことについて、結果に関するご意見やご感想等をお願いいたします。いかがでしょうか。

では、順番に矢部委員の方からお願いいたします。

《矢部委員》

こども・若者向けの2ページ、3ページについて、お聞きしたいことがあります。

「こどもの居場所に関する声」について、学生が集まれる場所は、地域でもあった方がいいという声を私の方でも聞きまして、具体的には、江戸川台駅東口の商店街で学生が集まれるような場所を提供してはいかがかというお話を聞きました。実際に、そういう声が上がっていることに関して、行政としても何かサポートやこういうことをやってもいいよというような助成が、もしあるのであれば、どちらに相談していいのか、気になりましたのでお聞きしたいと思いました。

もう1つが、3ページの「相談窓口に関する声」ですけれども、そのような学生が集まるような場所で、心の診療所のような知らない人とお話ができるところで、相談や不安な気持ちを吐き出せる場所というのも同時に提供してはどうかという話もありました。スクールカウンセラーは、1つの学校に1名であったり、人数が少なかったりします。

私の感想としては相談員との相性もあると思います。

勇気を出して相談に行ったものの、相談員との相性が合わず、自分の相談が解消されなかったというケースもあるかと思っていますので、相談先や相談相手を選べるよ

うな環境があればいいと思いました。

このような意味でも、色々な人に相談できる環境があると、心のもやもやを解消することができる人が増えていくと思いました。

このようなことに関して助成などがあればお聞きしたいと思います。

《村上会長》

ありがとうございます。

居場所に関する内容と相談に関する内容ですが、こちらについては、子ども家庭課をお願いします。

《小谷室長》

居場所について、回答させていただきます。

現時点では、行政が提供している流山市内のこども・若者が集える場所というのは、18歳までではありますが、児童館・児童センターになります。ただし、なかなか利用が伸びてない状況でして、こども・若者が集える場所があまりないという状況になっていると認識しております。

今現在こども計画を策定する中で、同じようなこども・若者の居場所についてのご意見をたくさんいただいておりますので、次期こども計画にはその内容を反映させて何かしらの形で事業を検討していきたいとは思っております。現時点で、どこがというところを言えないところでありまして、今お話をいただいた江戸川台の具体的にどこが相談先というのが、ここですと言えない状況になっております。こども・若者の居場所ということで、確認させていただいてお伝えできればと思います。

もう1点の相談について、色々な方に相談できる場所ができないかというところだと思っておりますけれども、こちらも色々な部署で担当しておりますので、今いただいたお声についても相談の担当部署が集まる協議などの中で議題に出していければと思います。

今はこのぐらいのお答えしかできなくて申し訳ございませんが、回答とさせていただきます。

《村上会長》

ありがとうございます。他にご意見はございますか。

設楽委員をお願いします。

《設楽委員》

支援者向けと保護者向けの両方で障害者支援を行う事業所や放課後等デイサービスを行う事業所が増えていて選択肢に困るという意見が散見されるのですけれど、これは、歩ける子に限るということを知って欲しいと思いました。

歩けない子、いわゆる重度心身障害児の施設は、私を知る限り流山で1ヶ所しかなく、そこも今パンク状態という印象を受けています。

見学に行った時にお話を聞いた限りですと、職員の数も少なく、ぎりぎりで運営している状況と言っておりまして、受け入れてくださっていても、週1回利用できるかどうかという状況であり、とても親は就労できないと思っています。

ぎりぎりで運営している状況ということなので、質の面でも心配があるところでして、市で建てるのは難しいと以前お聞きしたため、誘致という形でお願いしたいと思うのですが、例えば、柏市にある放課後等デイサービスなどをやっている施設では、柏市から補助金が出ているとおっしゃっていたのですけれど、流山市では何か補助金や制度はあるのかをお聞きしたいです。

《宮澤次長》

障害者支援課の宮澤と申します。

設楽委員がおっしゃったことは担当課としても非常に大きな課題であると認識しております。特に、先ほどの重度心身障害児、それから医療的ケアが必要なお子さん、これらの障害が重いお子さんについての施設、通所もそうなのですけれども、それと短期入所の施設も整備をしていかなければいけないと考えております。

補助金というお話が出たのですが、予算が絡むことですので、ここで答えができないので非常に心苦しいのですけれども、担当課としても、事業を展開する施設は、もう待っていてもできないことを認識しておりますので、事業者が流山市で事業展開できるような仕組みについて、考えている状況になっております。

《村上会長》

ありがとうございます。設楽委員、よろしいでしょうか。

他にございますか。若松委員お願いします。

《若松委員》

色々なところを訪ね、まとめていただいてありがとうございます。大変だったと思います。いくつか質問がございます。

まず、こども・若者向けの資料2-1の7ページの児童養護施設のお子さんのと

ところで、「こどもの自立を目指す施設なら、自立するための道筋を示してほしい。」と、支援者向けの資料2-3の4ページの「児童家庭支援センター」の方で市の子育て施策の課題感の「18歳以上になると途端に支援が切れてしまう印象がある。若者支援の道筋がないと思う。」が対応すると感じまして、義務教育終了後から成人になるまでの自立した生活への支援は、課題として大きいと感じました。

次に、保護者向けの資料2-2の3ページの「情報発信について」です。全般についてのところで、学校からのメールが多過ぎるというご意見がありました。スキットメールは便利になったのですが、逆に子ども達に情報が直接届かなくなってしまっているのは課題と感じています。今まででしたら、こどもが学校でイベントのチラシをもらって、親御さんに参加したいという意思を表明し、親御さんが申し込むというプロセスだったものが、案内を全部スキットメールで流すことになったことで、親御さんの判断によっては子ども達が情報を得られなくなりました。子ども達が参加したいと思えるイベントがあったとしてもその情報を親御さんが事前に弾いてしまうというケースも増えているように感じています。また、親御さんが参加させたいと思ったイベントに、こどもの意見を聞かずに申し込んでしまうケースもみられます。こども向けのイベント情報発信については、こどもが参加についての意思表示ができるように発信の仕方について考えていただきたく思います。

続いて、こども・若者の居場所についてです。こども・若者向けの資料2-1の2ページの「居場所に関する声（流山市にどのような場所や施設があると過ごしやすいと思いますか。）」の要点をまとめると、Wi-Fiがあり、勉強スペースがあり、ゆっくり雑談ができ、1人で過ごせ、注目が集まらず、暑い時期には涼むことができる場所です。

これらの要望をほとんど網羅している場所は、北部地域ですと、物流センター（GLP ALFALINK流山 流山2）の交流スペースが当てはまっており、非常に多くのお子さんにご利用されています。Wi-Fiがあり、フリースペースがあり、自由に飲める飲用水もあり、必要であれば物も買うことができます。実は、自転車に乗って流山おおたかの森方面からもこどもが来ておりまして、多くの中高生が利用しています。

先日、物流センターの担当者の方とお話する機会がありました。流山市のように補導員が周回するシステムがない地域もあり、流山市では、校長先生や補導員が周ってくださっている旨を伝えたら非常に驚かれました。地域のこのような見守り活動が、施設を安全に使えることに繋がっている部分もあると思いました。こちらの施設については、ヒアリングも含めて見に行かれてもいいと思った次第です。

続きまして、保護者向けの資料2-2の3ページの「多胎児家庭について」です。

文化会館にさくらんぼクラブがあるので行ってみたらどうかと多胎児のお母さんにお伝えした際に、場所が文化会館の2階にあるため、ベビーカーが入らず、子どもと行くとしり着くまでが大変だったというお話を聞いたことがあります。おそらく、文化会館の方も多胎児なので2階に上がれないと伝えれば、すぐに手伝ってくれる職員がいたと思います。しかし、このような声掛けさえもまだ慣れていない子育て初心者のママさんには、助けて欲しいと声を上げることが難しいのかもしれない。

最後に、支援者向けの資料2-3の5ページの「主任児童委員」についてです。資料の修正のお願いがございませう。上から2行目の「東深井の森」になっていますけれど、これは正しくは「西深井の森」ですので、訂正をお願いいたします。

沢山のヒアリングを行っていただきありがとうございます。意見が多く、まとめるのも大変だったかと思ひます。

《郡司課長》

指導課の郡司でございます。ご意見ありがとうございます。

保護者向けの資料2-2の3ページの「情報発信について」、【全般について】のスキットメールですけれども、ご指摘のことはこちらにもよく届いておりまして、ただし、どの情報が誰に必要なかの精査がとても難しく、メールを送らざるを得ない実情があることを皆様にお伝えしています。

教育委員会の指導課のスキットメールは、後援申請に申請された方へのイベントでのお知らせが多いのは事実です。こちらは、特に問題がなければ、後援申請を下さないという選択がないものでして、問題がないと判断されたものにつきましては、申請を下ろしてあります。その際に、メールでお知らせをするか、チラシ等の紙でお知らせするかは、申請者に選んでいただきておりまして、近年は、ペーパーレスの観点からメールでお知らせすることを依頼してくる団体が多いです。

また、お知らせ方法についてはこちらで指定ができないということも、事実としてあります。

子どもにどうしても見てほしいものは、今でも紙で配っている団体もいらっしゃいますので、後援申請にいらっしゃったときに、子どもたちに直接お知らせしたいものについては紙の方がいいということはお伝えしていきたいと思ひてあります。

《村上会長》

ありがとうございます。小澤委員、何かありますか。

《小澤委員》

ほとんどの学校ではお手紙を配ってくださるのですけれども、こどもにお手紙を配らなくなった小学校が1校あるかと思います。私は、流山おやこ劇場の事務局としてこども達に直接情報を見て欲しいことから、こども達に案内を紙で配りたいと申したのですが、この学校の意向ですのでこども達にはお手紙を配りませんと言われております。そのような認識でよろしいのでしょうか。

《村上会長》

指導課お願いします。

《郡司課長》

そのようなことについては、今後、改善していきたいと考えています。ただし、配るのは学校ですので、その意向を全く無視することができないこともご理解いただければと思います。お考えや思いは十分理解しているつもりでして、それでも紙で配るようにと強く要望することもあります。

ご意見として真摯に受け止めて、できることを教育委員会としてもやってまいりたいと思います。ありがとうございます。

《村上会長》

ありがとうございます。

今、若松委員からいろいろな多岐にわたるご意見をいただいたのですが、何か事務局の方からご回答等ありますでしょうか。子ども家庭課お願いします。

《小谷室長》

いろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。こども・若者の居場所、若者支援の事です。

まず、物流センターのお話をいただきまして、是非、子ども家庭課でも見に行つて話を聴いてみたいと思います。

また、多胎児支援ですが、文化会館のさくらんぼクラブのなかなか声掛けが難しい方もいるのではないかとこの支援等の話ですが、こちらも担当課に伝えさせていただきまして、例えば、何か分かるような案内を張ってもらうなどの工夫をしていただきながら、対応できるように担当課と協議をしていきたいと思ひます。

最後に、修正点について間違えがありまして申し訳ございませんでした。そちらは修正させていただきます。

《村上会長》

ありがとうございます。

私が多胎児の親御さんに調査をした時にも同じ意見が幾つかありました。例えば、「ベビーカーを運んでください」のような支援を求めた発言をすることが、とても負担になるという意見が出ました。

前もって、口頭や掲示での案内がある場所であれば、その場所に行こうと思えるというような意見がありましたので、是非、ご検討いただければと思います。

その他にご意見ございますか。藪本委員お願いします。

《藪本委員》

こども・若者向けの資料を見ていて、こども・若者の居場所には心の居場所とハード面の居場所の両方があるかなと思います。こども基本法が出来るまでは、こどもの意見表明に関わるようなものを市のハード面の計画の中に盛り込むことが難しかったと思いました。

例えば、先ほどの江戸川台の再開発をこれからされるというところで、果たしてこどもの意見を聴いているのかというと、恐らく聴いていないと思います。私が耳にした話では、自治会の高齢者の方の意見が基本的には反映されており、高齢者のための施設の再開発のような形になっているのではないかというような声がありました。

既に進んでしまっているものについては難しいのかと思いますが、今回我々がこども基本法を基にこどもの意見表明をしっかりやっという話があるのであれば、これからの全ての再開発について、こどもの意見表明をする機会を設けるように、子ども・子育て会議として各課に依頼をしていくことが必要なのではないかと思います。意見かつ要望というわけではないのですけれども、私からの発言とさせていただきます。

《村上会長》

それに関しては、委員の皆様が、同じ意見お持ちかと思いますが、こどもの意見を、今まで拾えなかったところを拾っていくところで、色々見直しをしていく部分もあるかと思います。

事務局の方、よろしいですか。

《小谷室長》

藪本委員ありがとうございました。

おっしゃるとおり、こどもの意見は、子ども家庭課だけでなく全庁的にこどもの意見を聴取するような仕組みが必要かなと思っておりますので、検討していきたいと思えます。

《村上会長》

それでは、議題（２）については、以上とします。

次に、議題（３）の「流山市こどもの生活状況に関する実態調査」及び「流山市こども・若者意識調査」の分析結果の報告」についてです。

それでは事務局から資料３－１、資料３－２について説明をお願いします。

《事務局》

資料３－１：「流山市こどもの生活状況に関する実態調査」に係る分析結果

資料３－２：「流山市こども・若者意識調査」に係る分析結果

説明

《村上会長》

以上で、事務局からの説明は終わりました。

各調査の分析結果について、結果に関するご意見やご感想をお願いいたします。では、藪本委員をお願いします。

《藪本委員》

資料３－２の（１）こどもの学校生活について、これはあくまで私の所感ですが、「学校生活は、学習や部活動、友人関係など、こどもが様々な経験を通じて成長していく大切な場ですが、人間関係でのつまづきが学習意欲の減退や不登校、ひきこもりにつながる可能性もあります。」ということで、支援をしていくところですが、不登校をそもそも悪と考えないようにしてあげて欲しいと思っております。不登校になること、ひきこもりになることに対して、こどもへの救いの手をどのように出していくかを考えるべきだと思うのですが、この学校生活を支援することに注力してしまうと、学校に行くこと自体が正しいことであるというメッセージになってしまい、逆に、不登校やひきこもりのこども達にとっては生きづらさに繋がるのではないかと思っております。

学習を継続できる居場所を作ってあげることは非常に大切なのですが、必ずしもそこが学校である必要はないと考えております。そのため、そのメッセージのつくり方については、もう少し、ご検討いただいた方がいいと考えております。

《村上会長》

学校生活に戻るところに注力しないということですね。その辺りも、計画を作るときに反映できればと思います。

その他にございますか。若松委員お願いします。

《若松委員》

自己肯定感についての分析結果ですが、資料3-1の2ページの(5)と資料3-2の2ページの(4)では結論は両方の資料ともほぼ同じ内容でまとまっているかと思っているのですが、中高生の場合、「自分は周りから大事にされているか」の間については、「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせると94.5%、19歳から29歳の場合は「そう思う」と「だいたいそう思う」を合わせると93%と、「自分は周りから大事にされている」と思っている人が圧倒的に多いものの、これは恐らく自己肯定感には繋がっていないのかと思いました。

自己肯定感について、資料3-1では自尊感情の低さに焦点を当てて書かれている一方で、資料3-2では「自分のことが好きか」の間について、中高生、19歳～29歳共に「好き」と「だいたい好き」を合わせると、概ね70%という結果になっていることから、この2つを照らし合わせると、自己肯定感についての推察の切り口が違ってくるような気がします。

《村上会長》

ありがとうございます。

確かにそう思います。資料3-2を見ると、「自分は大事にされている」と答えているものの、資料3-1の分析だと、自己肯定感のところが高くなっていますので、もう少し慎重にこの結果を分析していく必要はあると思います。

その他にございますか。森下委員お願いします。

《森下委員》

資料3-2の3ページの(6)市への要望や意見表明のところで、「伝えたい意見はない」が36.9%で最も高くなっていることから、自分の意見を伝えようという意識が子ども・若者になかなか醸成していないと感じました。

先ほどのヒアリング結果において、意見反映に関する声では「実用化されるなら参加する」や、どのような方法であれば市役所に意見を言いやすいかでは「匿名であれば良い」、「対面での発言は嫌だ」、「先生相手だと言にくい」、「知らない人同士で意見を言う方がいい」などの意見があったため、ご自分の意見を言うことが恥

ずかしいや、あまり自分の意見を人に知られたくないなど、意見を言いにくいという気持ちが、こども・若者の中にあるのではないかと今回の調査から感じました。

先ほどの江戸川台の再開発にこどもの声が聴かれてないというのもありますけれども、声を聴いてもらう機会や意見表明する機会がないというのがあると思います。

今後は意見の聴き方や、意見が言いやすいような表明方法について検討していくことが、とても重要かと感じました。

《村上会長》

森下委員がおっしゃった、自分の意見が言いにくいことについて、意見を表明する機会や場所が用意されるとよいのではないかとということが、自己肯定感や自尊心と何か繋がっているかもしれないと考えています。

それでは、議題の（３）については以上とします。

最後に、議題の（４）「その他」についてです。事務局から説明をお願いします

《事務局》

今回の第５回子ども・子育て会議の日程のご案内です。

日時は８月１９日月曜日の午前１０時からを予定しております。

今回はニーズ調査の結果報告や量の見込みと確保方策などについて、議論を進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様ご出席のほどよろしく申し上げます。

《村上会長》

以上で事務局からのご案内が終わりました。

何かご質問等ありますでしょうか。

それでは、次回、令和６年度第５回の会議は、ニーズ調査の結果報告や量の見込みと確保方策などについてが、議題となる予定ですので、ご出席のほど、重ねてお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、令和６年度第４回流山市子ども・子育て会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

以上